

標 題：

カナダ政府の外国籍船舶に対する
トン数証明の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 1

昭和57年6月17日

関係船主，造船所各位

拝啓 貴社ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

カナダの各港に入港する外国籍船のトン数証書につきまして，弊会は船主各位からたびたびお問い合わせをうけてまいりましたが，1981年7月16日に発行されたカナダ官報（Tonnage of Ships Order, 1981）によれば，下記の船籍国の船舶が所持する国籍証書又は，当該船籍国政府の他の公式文書に記載されているトン数は，カナダ政府によつて認められることになりましたのでお知らせ申し上げます。

記

Austria	Germany	Netherlands	South Africa
Belgium	Greece	Norway	Spain
Burma	Iceland	Pakistan	Sudan
Denmark	Israel	People's Republic of China	Sweden
Egypt	Italy	Poland	United States of America
Finland	Lebanon	Portugal	Venezuela
France	Japan	Russia	Yugoslavia
Faroe Islands	Kuwait	Somali Democratic Republic	

(注) 上記以外の船籍国の船舶に対してはカナダの港に入る際カナダ政府当局（Canadian Port Authority）によりカナダのトン数規則に従つて，トン数の再計算を要求されることがあります。

尚，弊会は，先にカナダ政府から弊会がカナダ規則に従つてトン数を再計算し，発行した補足トン数証明書を同じく弊会が発行した現有のトン数証明書に添付すれば，認める旨通知されていますので，本件に関して弊会の証明を必要とされる場合は，最寄りの弊会支部又は，事務所にお申込み下さい。

敬 具